

【大切なお知らせ】

届書「控」への受付印の押印終了について

○令和 8 年 11 月 2 日(月)より届書「控」への受付印 押印を終了いたします

窓口持参・郵送を問わず、届書「控」への受付印の押印は行いません。

- ・提出は「1 部」のみでお願いいたします。
- ・【ご注意】控が必要な機関等は、届出前に必ず各自でコピーを保管してください。
- ・【重要】郵送時に返信封筒や切手を同封いただいても、控の返送はいたしかねます。

○到達の確認は「電子申請」が便利です

「届書の到着を確認したい」場合は、以下の方法をご活用いただきますようお願いいたします。

- ・郵送の場合：レターパックなど配達状況がわかるサービスをご利用ください。
- ・電子申請の場合：システム画面を開くだけで、いつでも確認できます。

○この機会に「電子申請」を始めませんか？

郵送の手間やコストがかかりません。

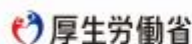
- ・「保険医療機関等電子申請・届出等システム」は、サービス時間内(月曜日～土曜日(8 時～21 時))であれば、いつでも提出可能です。また、オンライン申請した内容は、即時に受付され、審査状況等の確認が可能です。

※現時点で、保険医療機関・保険薬局の一部届出が電子申請の対象となっております。

詳しくは、当局 HP をご覧ください

〈保険医療機関等電子申請・届出等システム〉

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/denshishinsei_00001.html



関東信越厚生局